

規則第7条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書（記入例）

年 月 日

市町村長 様

住所  
届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

複数地番にまたがる場合はすべての地番を記載する

1 森林の所在場所

市	町	大字	字
郡	村		地番

すべての地番の合計面積を記載する  
少数第2位までを記載（第3位を四捨五入）

2 伐採の計画

伐採面積	2.00 ha		
伐採方法	主伐 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">皆伐</span> ・択伐	間伐	伐採率 100%
伐採樹種	すぎ		
伐採齢	50年（40～55）		
伐採の期間	平成24年11月15日～平成25年3月15日		

異齢林の場合は、伐採する立木のうち最も高いものの林齢、（最低林齢～最高林齢）を記載

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A+B+C+D）	5.50 ha
人工造林による面積（A+B）	3.00 ha
植栽による面積（A）	3.00 ha
人工播種による面積（B）	— ha
天然更新による面積（C+D）	2.50 ha
ぼう芽更新による面積（C）	1.10 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし
天然下種更新による面積（D）	1.40 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ） <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">なし</span>

(2) 造林の方法別の造林の計画

皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内  
 択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	平成25年4月1日 ～5月31日	ひのき	3.00ha	2,000本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	平成25年4月1日 ～平成29年3月31日	こなら その他	1.10ha 1.40ha	
5年後において適確な更新 がなされない場合	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	その他 広葉樹	2.50ha	3,000本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

転用用途を記載

天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合は必ず記載する

4 備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別を記載する

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場においては、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。